

相続税の納税猶予に関する 適格者の証明願いについて

☆ご注意ください

◎適用を受けようとする農地は…

●貸付地ではないか

小作権がついている農地は適用を受けることができません。実際に自作地でも台帳上小作権が残っている場合があります。認可台帳（小作の台帳）を確認しておくことをおすすめします。

●一部が農地以外になっていないか（道路・宅地・山林・農業用倉庫など）

納税猶予の適用対象となる「農地」とは、農地法第2条第1項に規定する農地をいい、耕作の目的に供される農地をいいますので、適用をうける農地に道路・宅地・山林・農業用倉庫等がある場合には、適用を受けることができません。

非農地部分を除外して申請する場合には、その部分の形状、長さ、面積等を示した土地利用図が必要です。

☆ご協力ください

◎証明に際しては、適用を受けようとする農地が、実際に農業の用に供されているかどうか現地調査をすることとなっています。

なお、樹園地等で境界確認が困難な場合には、立会をお願いする場合がありますのでご協力ください。

【注意】

証明書の交付には、農業委員会総会（毎月10日前後に開催）での承認を得る必要があります。

書類をご提出いただきました時期によっては、1ヶ月以上かかる場合がありますので、ご了承いただきますとともに、早めのご相談及びご提出をお願いします。

☆☆必要書類等☆☆

※ 複数の相続人が申請される場合、相続人ごとに申請が必要です。

※ ○は原本を確認後、コピーを取り返却します。●は、原本を提出して頂きます。

● 適格者証明願（申請書）・・・ 2部

【添付書類】

相続登記前		相続登記後
遺産分割協議書の場合	遺言公正証書の場合	
<ul style="list-style-type: none"> ○相続関係説明図 ○遺産分割協議書 ○印鑑登録証明書（相続人全員） ○戸籍の写し及び全部事項証明書（被相続人） ※誕生～死亡までのすべて ○戸籍全部又は一部事項証明書（相続人全員） ※現在のもの ○住民票（相続人全員） ※現在のもの ○戸籍の附票でも代用できます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺言公正証書 ○戸籍全部又は一部事項証明書（被相続人） ※死亡時のもの ○戸籍全部又は一部事項証明書（納税猶予を受けようとする相続人） ※現在のもの ○住民票（納税猶予を受けようとする相続人） ※現在のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○土地登記簿謄本（＝登記事項証明書）（※1） ○戸籍全部又は一部事項証明書（被相続人） ※死亡時のもの ○戸籍全部又は一部事項証明書（納税猶予を受けようとする相続人） ※現在のもの ○住民票（納税猶予を受けようとする相続人） ※現在のもの
共通するもの		
<ul style="list-style-type: none"> ●地元農業委員・農地利用最適化推進委員の副申書 ※農業委員会に様式があります。 		
その他の書類		
<ul style="list-style-type: none"> ○適用を受けようとする農地の位置図（住宅地図等で） ○農地の公図（※1） ○非農地部分を除外して申請する場合は土地利用図（形状、長さ、面積等を示す。） ●（申請者以外が手続する場合）委任状 		

※1 インターネット上の登記情報提供サービスで出力した登記情報は、認証文や登記官印等が無く、法的な証明力を有しないため、法務局で請求してください。

★証明をお渡しする際に **証明手数料 360円** が必要です。

（お問い合わせ先）
松山市農業委員会事務局
農政担当 Tel 948-6631